

## 人権理事会 UPR 日本審査

上 田 秀 明

2013年3月14日に、国連人権理事会において、普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review、略してUPR) の第2回日本政府審査の結果文書が採択された。筆者は、2012年10月31日の人権理事会作業部会にて行われた審査の際に、外務省参与・人権人道担当大使の職責で、日本政府代表団の団長を務めたので、国連における人権の扱いについて概観した上で、UPR制度と審査の概要についてとりまとめて参考に供する。

なお、記述は、筆者の個人的見解であることを申し添える。

### 1. 国連憲章

国連憲章は、その前文において、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、」と唱い、第1条で国連の目的として、1の国際の平和と安全、2の人民の同権、自決権の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係の発展とともに、3で経済・社会・文化・人道面の国際問題の解決、並びに「人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を挙げている。すなわち、人権の尊重は国連活動の主目的の一つなのである。

そして、1948年12月には、総会において世界人権宣言が採択され、その後国連において様々な人権文書・条約が策定されてきた。

国連の機構としては、経済・社会理事会の下部組織として設置された人権委員会 (Commission on Human Rights、略してCHR) が、人権に関す

る諸問題を討議する場となり、さらに総会の第3委員会及び総会本会議においても人権問題が扱われた。

## 2. 人権規約・条約の整備

人権宣言発出以降から人権委員会で人権に関する基本的条約が長期にわたって議論され、1966年に社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）の2本の草案が確定し、加盟国の批准を経てそれぞれ1976年に発効した。また、個別の条約の主なものとして、女子差別撤廃、児童の権利、人種差別撤廃、拷問等禁止及び強制失踪の各条約が発効しており、さらに移住労働者権利条約や障害者権利条約などがまとめられ各国が締結手続中である。

これらの条約には、締約国の履行状況について審査する委員会が設けられており、世界各国の専門家20名前後が委員として選ばれている。（最近の対日審査については、後述7参照）

## 3. 冷戦時代の機能不全

しかしながら、国連創設後の冷戦時代には、東西両陣営のイデオロギー対立が先鋭となり、米国と西欧を中心とする西側が共産圏諸国の全体主義・1党独裁、自由の剥奪、人権弾圧を非難すれば、ソ連を中心とする東側は、西側の植民地支配、資本主義国における労働者の搾取を非難した。さらに両陣営のいずれにも属さない第3世界の国々は、非同盟グループを形成し、東西両陣営からの介入を許さず、発展の権利を重視する立場をとった。

人権委員会は53カ国で構成され、西側に批判的な途上国が多いため、発展の権利を主張しながら、西側の問題提起を内政干渉として排除し、人権問題についての国際社会の介入を嫌う傾向が強かった。このため、国連として世界の人権保護・促進に果たす役割は十分機能しているとは言えない状況であった。もっとも、非難合戦のなかで、植民地の独立が続き、西

側において労働者の権利の改善が見られたのも事実であり、また、ソ連圏での自由・人権の尊重の建前と現実の弾圧との乖離が内外で批判され、1975年のヘルシンキ合意に第3バスケットとして「情報・文化交流」が合意されたのが、後にポーランドの連帯運動、ソ連でのサハロフ博士などによる自由を求める運動を促進する契機となったことは指摘すべきである。

#### 4. 人権高等弁務官の設置、人権の主流化

1970年代から80年代にかけて、世界では情報産業が発展し始め、西側先進国の経済が成長するのに対して、ソ連圏の経済は非効率が目立ち、国民の生活水準に関して西側との格差がますます拡大した。これは、人権を無視し、自由を抑圧したままでの社会主義体制下では、経済、社会の発展は不可能なことを示すものであった。1980年代半ばからソ連のゴルバチョフ政権は、ペレストロイカ（再建）政策で立て直しを図った。1989年には米ソ間の冷戦の終了が宣言され、東欧各国では1989年から90年にかけて次々と体制変革が続き、1991年にはソ連邦自体が解体され、「社会主義圏」が消滅した。

世界は「民主主義、自由主義、市場経済」を共有する国々がほとんどとなり、グローバル化が一層進展することになった。「歴史の終焉」と期待されたが、1990年代初頭には旧ユーゴスラビアやアフリカ、中米などで紛争が多発し、国連は、ジェノサイド、民族浄化、重大な人権侵害、難民の大量発生などの重要かつ緊急な課題に直面することになった。これらの諸問題に対応するために、人道介入が議論され、後に「保護する責任」として概念整理され、また「人間の安全保障」の考え方が導入された。<sup>(1)</sup>

このような情勢のもとで、国連の人権分野における活動の強化が課題とされ、1993年に世界人権会議が開催された。そこで採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、米国の提案に基づき、国連人権高等弁務官（United Nations High Commissioner for Human Rights、その事務所はOHCHRと略称）<sup>(2)</sup>を置くことが決定された。

同年に設置された OHCHR は、人権享受の普遍的な促進、人権に係わる国際協力の促進、人権に係わる国際的基準の普遍的实施等の促進を任務としており、国連事務局の人権担当部門として機能し、後述 5 の人権理事会と前述 2 の各種条約委員会の事務局としても活動している。現在は、南アフリカ共和国出身の Navanethem Pillay 女史が 2008 年 7 月より人権高等弁務官を務めている。

また、1997 年にはアナン事務総長が、国連改革の報告書において、人権は平和と安全、経済的繁栄及び社会的平等を促進することと不可分であると指摘し、したがって、平和・安全、経済・社会、開発、人道という国連事務局の 4 大部門の活動のあらゆる場面で横断的に考慮されるべきであると主張した（「人権の主流化」と言われる<sup>(3)</sup>）。

#### 註

- (1) これらの詳細については、上田秀明：「『人間の安全保障』の発展」、産大法学第 44 巻第 2 号、及び上田秀明：「『保護する責任』の履行、リビアの事例」産大法学第 45 巻第 3・4 号参照
- (2) ウィーン宣言及び行動計画は、国連文書 A/CONF. 157/23 参照
- (3) 国連事務総長の 1997 年の国連改革計画報告書（国連文書 A/51/950）の paragraph 78 と 79 参照

## 5. 国連人権理事会の設置

人権の主流化の流れの中で、国連としての人権問題への対処能力の強化が必要との議論が高まった。新しい世紀を迎えるにあたって国連の役割の強化を議論する目的で開催された 2000 年の国連ミレニアム総会では、国連改革の内容をめぐって途上国側と先進国側の利害が対立したが、種々の調整の結果採択された「ミレニアム宣言」においては、開発・貧困撲滅で途上国の主張を入れた「ミレニアム開発目標」(MDGs)を設定するとともに、人権・民主主義・良い統治と弱者の保護で先進国の主張が入れられた<sup>(4)</sup>。

2005年9月には、ミレニアム総会のレビューとしての国連首脳会議が開催され、その成果文書で、「人間の安全保障」と「保護する責任」が具体的に盛り込まれ、開発面ではMDGsの推進、平和の課題では「平和構築委員会」の設置が合意された。そして、人権の分野では人権委員会に替わる「人権理事会」の設置が合意された。<sup>(5)</sup>

これに基づき、2006年3月の総会決議に基づき、6月までに総会の下部機関として人権理事会（Human Rights Council、略してHRC）が設置された。HRCは、自由権、社会権を含む広範な人権問題を扱い、各国における人権の保護促進、大規模かつ組織的な人権侵害への対応、技術協力や国際人権法の発展等について、審議、勧告、総会への年次報告を行うこととなった。<sup>(6)</sup>

HRCにおいては、北朝鮮、カンボジア、スリランカ、ミャンマー、イランなどの人権状況について議論が行われ、国別の決議が採択されてきた。近年では、いわゆるアラブの春の一連の動きに際して、リビアについては、HRCの議論が保護する責任に基づく安保理決議につながったことは記憶に新しい。しかし、シリアについては、ロシア、中国の反対で安保理での決議が難航して、国連の役割の限界が露呈している。<sup>(7)</sup>

## 註

(4) ミレニアム宣言仮訳は、外務省ホームページで、分野別外交>国連>国連総会>ミレニアム総会、を参照

(5) 首脳会議成果文書仮訳は、註(4)と同様の外務省ホームページを参照

(6) HRCの運営；人権委員会が年6週間の開催であったのに比して、HRCは少なくとも年3回、合計10週間以上会合し、理事国の3分の1の要請で特別会合も開かれる。また、理事国はCHRの53カ国に比して47カ国となったものの、地域代表の枠があり、任期3年で再選2期までとなっている。日本は、2006-2011年に理事国を務め、1期休んで2013年からふたたび理事国となっている。米国が提案して設立されたHRCだが、ブッシュ政権は、理事国数はいくらか絞られたが、依然として途上国が数で優勢で（アジア・アフリカ諸国だけで過半数の26カ国）、パレスチナ関連決議、宗教の冒涜決議などに見られるように、途上国の意向が反映されやすい体制となっていると

して理事国にならなかった。オバマ政権に代わってからは2009年6月以来理事国となった。

なお、従来のCHRの下の人権小委員会は、人権理事会諮問委員会に改組され、規模も縮小（専門会員26名から18名に）され、テーマ別に限定して理事会へ助言するものとされた。

(7) 上田秀明：前掲、『『保護する責任』の履行、リビアの事例』参照

## 6. 普遍的・定期的レビュー

HRCにおいて新たに導入されたのが、普遍的・定期的レビュー（UPR）で、2007年より、国連の全加盟国は4年に1回（現在は4年半に1回）、それぞれの人権状況についてHRCにおいて審査されることとなった。審査基準は、国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約、自発的誓約、適用されうる人道法であり、審査は、「対話」と「協力」を基本理念とし、糾弾的な制度ではないとされている。途上国を中心に、このUPR制度によってもはや国別決議は不要との声が多いが、先進国側は、UPRは国別決議に代わるものではなく、補完するものとして、これまでと同様に北朝鮮人権状況決議などを採択している。

UPRの手順としては、被審査国が20ページ以内の政府報告（National Report）を提出し、OHCHRが、被審査国に関連する国際条約機関及び特別手続きによる報告並びに関連する国連公用文書を編集した文書（10ページ以内）とNGOなどの意見を要約した文書（10ページ以内）を提供する。これらを参考材料として被審査国の人権状況について国連全加盟国が意見を述べることができるHRCの作業部会の会合が行われる（全体で3時間半、被審査国の持ち時間は70分）。理事国の中からくじ引きで3カ国が報告者国となり（トロイカとよばれる）、各国の発言のサマリーと各国からの勧告が記載された報告書案を用意する。これに基づき作業部会としての報告書が採択される。勧告はHRCの総意として行われるものではなく、法的拘束力を持つものではない。

次のHRCの本会合においてこの報告書が結果文書として採択されるが、

被審査国にはその前に各国からの勧告に対する回答を表明する機会が与えられる。また、NGO等関連のある関係者も、同様に一般コメントを述べる機会が与えられる。こうして本会合で作業部会報告書と被審査国の回答とが結果文書として採択される。

全加盟国の第1サイクルの審査が終わり、2012年より、第2サイクル開始が開始されているが、第2サイクルでは第1サイクルで受け入れた勧告の実施状況、人権状況の進展に焦点があてられることになっている。

## 7. 第1回UPR対日審査及び各条約委員会の対日審査

(1) 日本は、2008年5月に第1回審査を受けた。その際には、死刑制度、代替収容制度（代用監獄）、慰安婦問題、外国人の差別問題、国内人権機構、女性や児童の人権問題、人身取引対策等に関して各国から発言・勧告が行われた。審査の報告書は5月14日に作業部会で採択された後、6月のHRC本会合で正式に採択された。日本政府は、採択に際し、各国から出された27の勧告への対応を文書で提出し、受け入れられる勧告には「フォローアップすることに同意する」旨記載し、それ以外の勧告については日本の立場のみをコメントする対応を行った。<sup>(8)</sup>

また、2011年3月には、自主的にフォローアップ状況を発表した。

(2) この間、引き続き各人権条約委員会の対日審査も行われた（2008年から2012年までに行われた審査では、女子差別撤廃条約を除き、筆者が日本政府代表団団長を務めた）。

2008年10月、自由権規約（B規約）審査で委員会が取り上げた主な点は、女子差別、死刑制度、代替収容制度（代用監獄）、慰安婦問題などであった。

2009年8月、女子差別撤廃条約審査では被害者支援、任用・雇用、慰安婦問題、個人通報制度などが取り上げられた。

2010年2月、人種差別撤廃条約審査では個人通報制度と国内人権機構、

人権教育などが取り上げられた。

2010年5月、児童の権利条約では少年法、婚外子、婚姻年齢、中等高等教育無償化などが取り上げられた。

なお、2013年4月30日には、社会権規約（A規約）審査が、更に5月21・22日には拷問等禁止条約の審査が予定されている。

#### 註

(8) 第1回のUPR日本審査の政府報告文書、結果文書については、外務省ホームページ、分野別外交政策>人権・人道>人権外交>人権理事会>UPRを参照

## 8. UPR 第2回日本政府審査

(1) 2012年10月31日のUPR第2回日本政府審査に先立って5月に日本担当のトロイカとして、リビア、ペルー及びバングラデシュが選ばれた。

日本政府は、7月に政府報告を提出したが、政府報告の作成に当たっては、外務省の調整のもと、内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁などの多くの関係省庁が関与したほか、NGOをはじめとする市民社会との意見交換会を開催すると共に、ホームページ、ツイッターやフェイスブックを通じて幅広く意見募集を行った。

内容は、前回審査の勧告の実施状況で進展のあった事項として、強制失踪条約を締結したこと、障害者権利条約の早期締結を目指すこと、個人通報制度検討のため外務省人権条約履行室を設立したこと、社会権規約の中等高等教育の漸進的無償化についての留保を撤回したことなどを挙げるとともに、女性の人権保護での第3次男女共同参画基本計画の策定など、児童の人権保護での児童虐待防止法等の改正を紹介し、人身取引対策の実施、障害者の人権保護、アイヌ政策、国際社会における日本の貢献（決議提案、人権対話、財政貢献）<sup>(9)</sup>についてまとめている。

OHCHRは、7月20付でNGOなどの意見を要約した文書を、さらに8



月 13 日付で関連する国連公用文書を編集した文書をそれぞれ提示した。<sup>(10)</sup>

(2) UPR 第 2 回日本政府審査は、2012 年 10 月 31 日から 11 月 2 日に  
行われた。10 月 31 日の審査ではまず、日本代表団長より冒頭ステイトメ  
ントを行った。内容は、前述の政府報告の要点を列挙するとともに、政府  
報告提出以降のさらなる進展を強調するものであり、国際的取り組みとと  
もに、国内人権機構、代替収容制度、死刑制度、取り調べの可視化、女性  
の人権、障害者の人権などの主な国内的取り組みを紹介した。

続いて、事前に寄せられていた質問、即ち、直接・間接差別、ハンセン  
病差別対策、嫡出でない子の権利、児童への体罰、人権教育、女性への暴  
力、難民認定手続き、取り調べへの弁護士の立会い、死刑確定者の処遇に  
ついての回答を日本より行った。<sup>(11)</sup>

(3) 次いで各国の発言がモロッコからアルファベット順に行われ、79  
カ国が発言した。

日本の取り組みに関して、肯定的なコメントとしては、① OHCHR を  
はじめとする国連メカニズムとの協力、② 強制失踪条約の締結や社会権  
規約の留保撤回、③ 女性及び障害者の権利や人身取引の分野での人権の  
保護・促進の取り組みなどについて評価された。

(4) 改善すべき点として指摘された点は、重複しているものが多く、整  
理すると、① 死刑制度；制度の廃止、モラトリアムの導入、執行増加及  
び死刑確定者への処遇への懸念、② 国内人権機構；パリ原則に基づいた  
国内人権機構の早期設置、③ 司法制度；取り調べへの弁護士の立会等、  
④ 女性の人権問題；男女共同参画への対応、女性への暴力排除、少数民  
族女性への差別等、⑤ 児童の権利；ハーグ条約の締結、嫡出でない子の  
平等な取扱い等、⑥ 障害者の権利；障害者権利条約の締結、⑦ 外国人の  
差別；人種差別を禁止する包括的な国内法の制定、外国人への差別撤廃、  
移住労働者権利条約の締結の要請など、⑧ 個人通報制度の導入などで

あった。これらの諸点は、174 の勧告として列記された。

ちなみに慰安婦問題については、韓国、北朝鮮、中国、オランダ、コスタリカが勧告を行った。

(5) 日本と関係の深い主な国の発言内容は、① 韓国；慰安婦問題、個人通報制度、② 英国；死刑制度、国内人権機構の設置、③ 米国；障害者への差別を効果的に保護する包括的な非差別法の制定と実施、LGBT（性的少数者）の権利を保護する非差別法の制定と実施、刑事施設の状況の改善、④ 中国；女性及び児童の人権、慰安婦問題、⑤ 北朝鮮；慰安婦問題、在日韓国・朝鮮人への差別などであった。

審査では、各国の発言の途中で3度にわたり日本側から回答を行うこととし、慰安婦問題についての日本政府の取り組みについて説明し、女性への暴力・労働、児童ポルノ排除への対策、民法改正、人権研修等について<sup>(12)</sup>回答した。

10月31日の会合終了後、各国の発言をトロイカが整理し、作業部会報告書のドラフトを作成した。11月2日に作業部会としてこの報告書を採択し、12月14日付で報告書が<sup>(13)</sup>配布された。

## 註

(9) 第2回審査の政府報告については、註(7)と同様のHP参照、

また、HRC文書、A/HRC/WG.6/14/JPN/1; National report submitted in accordance with paragraph 5 of the annex to Human Rights Council resolution 16/21-Japan 参照

(10) NGOなどの意見を要約した文書は、HRC文書 A/HRC/WG.6/14/JPN/3; Summary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 5 of the annex to Human Rights Council resolution 16/21-Japan 参照

国連公用文書を編集した文書は、HRC文書 A/HRC/WG.6/14/JPN/2; Compilation prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 5 of the annex to Human Rights Council resolution 16/21-Japan 参照

(11) 団長冒頭発言の要点（筆者が要約）

- ① UPR は対話及び協力を通じて各国の人権状況の改善を促す有意義な制度、日本は 2011 年 3 月には前回 UPR 審査の結果につき自主的にフォローアップ状況を発表
- ② 今後とも市民社会との対話を重視
- ③ 国際社会の人権の保護・促進に積極的に取組み、HRC、第 3 委員会、婦人の地位委員会での決議提案など人権促進の議論に貢献、二国間人権対話により各国の人権状況の改善に寄与
- ④ 2009 年 7 月に強制失踪条約を締結、個人通報制度については外務省に人権条約履行室を設置、ハーグ条約と国内担保法案を国会に提出、無償教育の漸進的な導入につき社会権規約の留保を撤回
- ⑤ HRC の特別手続に関する恒常的な招待を表明
- ⑥ 日本国憲法は、国民主権及び基本的人権の尊重を基本原理としており、国内人権状況改善のためにたゆまぬ努力を継続
- ⑦ 法務省の人権擁護機関が、人権救済活動や人権啓発活動を公正中立な立場で適切に実施、パリ原則に沿った人権委員会設置法案などの内容を確認する閣議決定済
- ⑧ 取調べの録音・録画の試行中、早期に答申を受け制度化を実現していく考え
- ⑨ 刑事司法手続の下で、「捜査と留置の分離」の原則が法律上明記、弁護士等が委員を務める委員会が留置施設を視察し、意見提出が可能、被留置者の不服申立て可能
- ⑩ 日本では、国民世論の多数が極めて悪質、重大な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていることや凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみ、直ちに死刑を廃止することは不適當
- ⑪ 「2020 年 30%」の目標に向けて、第 3 次男女共同参画基本計画を策定済
- ⑫ 「人身取引対策行動計画 2009」を策定し、女性や児童をはじめとする人身取引被害者の保護を徹底するための措置を取りまとめ済
- ⑬ 署名済の障害者権利条約の締結に向けて着実に前進中
- ⑭ 国会が「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」を採択、有識者懇談会から今後のアイヌ政策の在り方について提言を受け、「アイヌ政策推進会議」を開始
- ⑮ 外国人の人権保護のため、出入国管理及び難民認定法を改正し、強制退去を受ける者を送還する場合の送還先に拷問等禁止条約及び強制失踪条約に規定する国を含まないことを明記
- ⑯ 東日本大震災に世界各地から寄せられた支援に改めて感謝し、被災者の状況を改善するとともに、一刻も早い復興のために復興事業を実施の方針

- ⑰ 全ての国がその人権状況を改善していく余地はあり、UPR メカニズムはその改善に寄与し、各国の努力のために重要、国際社会における人権の保護・促進のために、国連、各国政府、市民社会等と緊密に協力し貢献の方針
- (12) 慰安婦問題については、次の説明を行った。
- 日本政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しており、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を追われたすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げてきた。サンフランシスコ平和条約や二国間条約等の当事国との間では、先の大戦に関する賠償、財産及び請求権の問題は法的に解決済みである。我が国はすでに高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、国民と政府が協力して設立した「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）により対応することが適切であると村山内閣にて判断し、その後政府として、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給の事業に対して最大限の協力を行ってきた。我が国政府としては、同事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう、今後とも最大限努力していく考えである。
- (13) 日本側発言、各国の発言・勧告については、作業部会報告書 A/HRC/22/14; Report of the Working Group on the Universal Periodic Review—Japan 参照
- 仮訳は、註（7）のホームページに掲載の予定

## 9. 日本政府の回答

日本は、2013年2月～3月の第22回HRCまでに前述8の174の勧告に対する回答を提出することが求められていたので、3月に文書で回答した（文書は3月8日配布<sup>(14)</sup>）。

国連では回答のフォーマットは決まっていないので、今回は、①「フォローアップすることに同意する（accept to follow up）」、②「受け入れない（not accept）」、③「部分的にフォローアップすることに同意する（partially accept to follow up）」、④「日本の立場のみを簡潔に記載する」、の4つのカテゴリーに分けて回答した。

①は117で主な勧告は：個人通報制度、未締結条約の締結；国内人権機関

の設置；民法改正や女性の権利保護；福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利の保護等；児童、障害者及びLGBTの人々の権利保護、など、

②は26でおもな勧告は（いずれも第1回審査の際にも受け入れていない）；自由権規約第2議定書（死刑廃止）の締結；死刑モラトリアムの導入や死刑制度の廃止等；慰安婦問題、

③は8でおもな勧告は；自由権規約第2議定書を含む未締結条約の締結、など、

④は23で主な勧告は；代替収容制度の見直し又は廃止；在日韓国・朝鮮人へのあらゆる差別の排除；直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律の制定、

などである。

#### 註

- (14) 日本の回答は、HRC 文書 A/HRC/22/14/Add. 1；Report of the Working Group on the Universal Periodic Review－Japan Addendum 参照

## 10. 人権理事会での結果文書の採択

2013年3月14日、HRC本会合において、対日審査についての協議が行われた。冒頭、ジュネーブ日本政府代表部岡田大使より、UPRの有効性に言及しつつ、前述9の回答を簡潔に説明した。この後、各国が発言し、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ルーマニア、ベトナム、アルジェリア、ボツワナは、日本の人権の保護促進へのコミットメントや多数の勧告を受け入れたことを評価する旨の発言を行った。韓国及び中国は、慰安婦問題に関する勧告を受け入れなかったことは遺憾である旨発言し、フィリピンは慰安婦の問題が多く女性の名誉と尊厳に対する重大な侮辱であることについての日本の認識を歓迎するとともに、日本によって述べられた慰安婦に対する誠実な謝罪を評価した。

各国の発言の後に FIDH (International Federation for Human Rights)、アムネスティ・インターナショナル、セーブ・ザ・チルドレン、反差別国際運動 (IMADR)、Human Rights Now などの NGO が発言を行い、死刑モラトリアムや死刑廃止、代用監獄、慰安婦問題等の勧告を受け入れないことや福島原発事故に対する対応などについて言及した。

最後に日本から慰安婦問題や死刑制度についての考え方などを説明し、前述 8 の作業部会報告書と前述 9 の日本の回答文書がコンセンサスで正式に結果文書として採択された。<sup>(15)</sup>

## 註

(15) 会議の概要は、HRC の第 22 会期の議事要約に掲載予定

## 11. 今回の審査の意義

(1) 人権擁護の重要性は、国際社会においてつとに唱われているところであるが、国連での議論において国家主権の主張をなかなか乗り越えられない限界があるのも事実である。しかしながら近年のアラブの春への対応やミャンマーの「自由化」への対応に見られるように、HRC の活動は決して無駄になっているわけではない。UPR によって国連の全加盟国が人権状況について審査を受けるのは、画期的な制度であり、意義がある。例えば、米国は世界各国の人権状況について国務省が報告書を出すなど他国の人権に厳しい国であるが、他方で人権条約に参加していなかったり、留保していたりするなど独特の対応をしている。そのような米国に対して、第 1 回 UPR において 228 もの勧告がなされた。米国は、96 を受諾し、75 は部分的に受諾し、死刑問題など 57 については受諾を拒否した。他方の極端なケースとしては北朝鮮で、第 1 回 UPR において 167 の勧告がなされたのに対し、北朝鮮は、50 を即座に拒否し、117 について対応を検討の上追って回答するとした。しかし北朝鮮は、その後全く対応していない。このように HRC の活動を無視し続ける北朝鮮に対し、2013 年 3 月 21 日

に HRC において、北朝鮮の人権状況に関する調査委員会（Commission of Inquiry、略して COI）を設置する決議が採択されたのである。

(2) 各条約の委員会の審査は、概してリベラルな傾向が強い専門家の委員によって行われるためか、各国政府に対して厳しい意見を出す傾向が見られる。日本に対しても、独立人権機関の設置、個人通報制度の導入、死刑制度の廃止ないしモラトリアム、代替収容制度の廃止ないし改善、取り調べの可視化、弁護士の立会などの諸点について日本政府に早急な現状改善を促す意見が出されてきている。

一方、UPR 審査は、各国代表としての発言であり、そこには折々の国際情勢の下での日本との関係が反映されてくるのである。また、日本代表団として理事国から選ばれたトロイカに背景を説明して理解を得る努力も行える。したがって、筆者としては、各国の発言とそれをまとめた報告書は、概して言えば各条約の委員会における議論よりもバランスが取れているのではないかと見ている。各国代表の発言には、上記のように日本の努力を評価し、日本の支援に感謝する発言も多くなされた。ただし、死刑制度、個人通報制度などについては、多くの欧州諸国が EU としての統一方針に沿ったと思われる発言があった。慰安婦問題については、前述のように、特定の国による発言に限られており、これまでの日本の努力を無視ないし軽視している傾向が見られた。

日本は、UPR にも条約審査にも極めて誠実に対応しており、不誠実な北朝鮮などとは比較にならない。しかし、日本の実情について必ずしも十分理解されていないきらいがあり、あらぬ批判にさらされている面もあるので、検討を約した諸点についてはしっかりフォローアップするとともに、これまでにもまして、丁寧で積極的な対外説明の努力を重ねる必要があると考える。

(3月31日記)